

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和7年12月

総務省

1 改正の趣旨

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定めるもの。

2 改正の内容

第5号の14様式による特別徴収票について、当分の間、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第2条の5の3の規定にかかわらず、市町村長への提出を要しないこととするもの。

3 施行期日

令和8年1月1日